十三　情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第十八条
十四　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第百二十八条
十五　統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十七条第一項、第五十八条、第五十九条第一項及び第六十条
十六　戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）第十四条
十七　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十八条
十八　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十七条
十九　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十三条
二十　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二項、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条第一項、第二十五条の二並びに第二十六条
二十一　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第三項、第二十六条第一項及び第三項、第二十七条第一項、第二十七条の二並びに第二十八条
二十二　地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）第二十五条

（消防法の一部改正）

第百五十一条　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条から第三十九条の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条の三中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条の三の二、第四十条第一項及び第二項並びに第四十一条から第四十三条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（政治資金規正法の一部改正）

第百五十二条　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「受け又は」を「受け、又は」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の四中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条の七中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条第二項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（簡易郵便局法の一部改正）

第百五十三条　簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（郵便物運送委託法及び地方公営企業法の一部改正）

第百五十四条　次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第十九条

二　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条の二第二項第二号（公職選挙法の一部改正）

第百五十五条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号及び第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第五号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に改める。

第二百二十一条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十二条第一項中「左の」を「次の」に、「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「申込」を「申込み」に改め、同条第三項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十三条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十三条の二及び第二百二十四条の二中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十四条の三第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十五条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「毀棄し」を「毀棄し」に改める。

第二百二十六条及び第二百二十七条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十八条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十九条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十条第一項第一号及び第二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十一条第一項、第二百三十二条及び第二百三十四条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十五条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十五条の二中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十五条の三第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十五条の四中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十五条の五中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十五条の六の見出し中「あいさつ」を「挨拶」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十六条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十六条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十七条第一項及び第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十七条の二第一項及び第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。